

共通する基本的事項に関する考え方

(1) 人口

人口の傾向

全国の人口は、平成19年(2007年)を境に減少に転じています。

今後も、未婚化、晩婚化などの背景から大幅な出生数の増加が見込みにくい反面、いわゆる「団塊の世代」が高齢期に入ることが高齢者が増加するとともに、死亡数の増加が見込まれることから、人口の減少傾向は続くと考えられます。

平成22年(2010年)の国勢調査では、本市の人口は、約45万人で、そのうち0~14歳の年少人口は約5万人(約12%)、15~64歳の生産年齢人口は約29万人(約64%)、65歳以上の高齢者人口は約11万人(約24%)となっています。

現状では、本市人口の年齢構成は全国と比べ、高齢者人口、生産年齢人口は同程度で、年少人口がやや少なくなっています。平成17年と比較すると年少人口の割合は全国を上回って減少、高齢者人口は全国を上回って増加しています。

本市の場合、まちの発展過程において、高度成長期を支えた多くの労働者が本市に転入したことなどから、早くから市域全体が市街化し、近隣他市に比べて早くから人口増加を経験しました。そうした方々が高齢期を迎えつつあることで、このような状況が生じていると考えられます。

年齢3区分別人口構成比

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年		平成22年	
					尼崎市	全国	尼崎市	全国
15歳未満[%]	20.6	16.6	14.5	13.5	13.1	13.7	12.0	13.2
15~64歳[%]	70.5	72.8	72.7	70.2	67.0	65.8	64.4	63.8
65歳以上[%]	8.9	10.6	12.8	16.3	19.9	20.1	23.6	23.0

全国と比較して、高い割合に網掛けをしている。年齢不詳を除いた構成比。

人口から見たまちづくりの考え方

今後、本市のみならず、全国的にますます人口減少と高齢化が進んでいく中では、地域の活力の向上を図っていくためにも、人口の総数だけでなく、その年齢構成を重視していく必要があります。

しかしながら、本市の人口について、住民基本台帳等の移動の状況を見ると、社会減少は近年緩やかになってきているものの、依然として子育てファミリー世帯の転出傾向が見られます。

この要因として、これまでの調査では、尼崎の良さの認知度、治安や市民のマナーへの評価、学校教育への評価、住み続けたいと思われる住まいの供給などが本市の課題であると分析しています。子育てファミリー世帯を中心に、現役世代の定住・転入を促進していくためには、こうした課題に取り組んでいく必要があります。

また、共働き世帯の増加や高齢化の進行などを考慮すると、本市の利便性や都市施設の充実度、生活のしやすさなどの利点は強みとなりえますが、居住地の選択に当たっては、あわせて、都市イメージをはじめとした魅力が同時に問われてきます。

そこで、住みつづけたいと思われる魅力的なまちをめざして、本市に多くある地域資源をいかし、都市の魅力を高めていくとともに、その魅力を積極的に発信し、多くの人に本市を訪れてもらうこと、いわゆる交流人口の増加にも努め、住

んでみたいと思われるまちをつくっていくことが必要です。

そのためには、さまざまなまちづくりに関する活動に取り組む人が増え、まち全体に活気があることも重要です。

こうしたことから、今後のまちづくりにおいては、「人口の年齢構成バランス」、「交流人口の増加」、「まちづくりに参加する人の増加」という点を重視し、さまざまな取組を進めていきます。

(2) 土地利用

現状と課題

本市では、これまで土地区画整理事業などの面的整備や街路・公園等の都市施設整備に積極的に取り組み、充実した都市基盤を築いてきたことにより、民間による活発な宅地化と住宅等の建設活動が進められ、ほぼ全市域が市街化されています。今後は、これまでの「つくる」ことを中心とした考え方から、つくったものを「活かし、守り、育てる」ことを中心とした考え方へと転換する必要があります。

一方、本市は産業都市として発展してきましたが、産業構造、社会経済情勢が大きく変化し、本市産業が厳しい環境にある中、内陸部の工業地においては、工場の集約等による移転や廃止に伴い、住宅系用途へと土地利用が転換される傾向が見られます。こうした変化に対しては、周辺地域の状況を踏まえながら適切に対応していくことが必要となっています。

土地利用から見たまちづくりの考え方

今後は、住民・事業者等が自らの住まいや地域に愛着を持ち、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための主体的な取組が求められます。そのため、住民・事業者等が主体となった地域の特性に応じたルールづくりに向けた取組を行政が支援するなど、協働と参画による地域主体のまちづくりを進めます。

また、暮らしやすく快適な住環境を備えた、ゆとりある住宅地の形成や、地域の特性をいかした良好なまちなみ・景観の形成を図るなど、質の高い住まい・まちづくりにより、住み続けたい、住んでみたいと思われる魅力的なまちをめざします。

ア 住宅地

中低層住宅を主とする良好な専用住宅地については、居住性・定住性の向上を図るため、宅地の細分化防止や狭小住宅の建設抑制に努めるなど、ゆとりある良好な住環境の保全に努めます。

また、老朽住宅密集地域等については、防災の観点からも環境改善に努めます。

イ 内陸部工業地

本市の優れた交通ネットワークや多様なものづくり産業の集積などの立地優位性をいかし、既存工場の操業環境の維持・保全を図るほか、地区の特性に応じて、居住環境と共存可能な土地利用の誘導に努めます。

また、大規模な工場跡地が生じる場合は、事業者の動向把握や連絡調整を図りつつ、企業立地に適した土地については、より付加価値の高いものづくり産業等の立地誘導に努めるなど、本市の特性にふさわしい土地利用への誘導に努めます。

ウ 臨海工業地

臨海地域の工業地については、既存企業の操業環境を確保するとともに、工業の高度化、高付加価値化に向け、工業地としての活用促進に努めます。

また、地域の緑化を促進するとともに、運河等を活用した環境や景観に配慮したまちづくりに努めます。

エ 主要駅周辺地

主要鉄道駅周辺については、商業・業務機能の集積をいかし人が集いにぎわいをもたらすよう努めるとともに、利便性をいかした都市型住宅の立地誘導に努めます。

また、本市の玄関口として、魅力ある街並みや景観を形成するよう誘導に努めます。

オ その他自然、緑地、農地

公園・緑地や河川・水路をはじめ、地域に存在する良好な地域資源を活用する視点に立った土地利用の促進に努めます。

生産緑地をはじめ本市に残された農地は、都市の防災空間、貴重な緑地空間として保全と活用に努めます。